

徳島県告示第三百二十六号

徳島県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十四年徳島県条例第七十二号。以下「条例」という。）第十七条第一項の規定に基づき、知事指定薬物の指定の効力が失われたので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

令和五年七月一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 知事指定薬物の名称等

1 化学名 ニ・「（四・エトキシフェニル）メチル」、五・ニトロ・一・「二・（ピペリジン・一・イル）エチル」、一H・ベンゾ「d」イミダゾール（通称 Etonitazepipne、N・Piperidinyl Etonitazene）及びその塩類

2 化学名 （二R、三R）・二・（三・クロロフェニル）・三・メチルモルフォリン、（二S、三S）・二・（三・クロロフェニル）・三・メチルモルフォリン（通称 三・CPM、三・Chlorophenmetrazine）及びそれらの塩類

3 化学名 N・（アダマンタン・一・イル）・一・（四・フルオロブチル）・一H・インダゾール・三・カルボキシアミド（通称 四F・ABINACA、四F・ABUTINACA）及びその塩類

二 効力が失われた理由

一に掲げる知事指定薬物は、条例第二条第六号に掲げる薬物に該当するに至ったため

三 効力が失われた日

令和五年七月一日